様式第1号(第5条関係)

駐車許可申請書

（教職員用）

　　　年　　　月　　　日

北見工業大学長　　殿

申請者

所属

氏名

駐車許可申請書

私は、北見工業大学交通規制実施規程を遵守するとともに、申請時確認事項に同意し、下記のとおり駐車許可を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請区分 | 新　　規　・　車両更新　・　紛　　失　・　汚　　損　・　その他（　　　　　　） |
| 住　所 | 〒　　　　　　－ |
| 区　分 | 自動車　　・　　オートバイ | 通勤距離（片道） | 　　　　　　　　km |
| 車名等 | メーカー名　：車　　　 名　： | 登録番号 |  |  |  |  | － |  |  |
| 連絡先 | 自 宅 等　：　℡（　　　　　　　）　－　　　　　　－学内電話　：　内線 |
| 申請理由等 | 駐車場使用予定日：　　　　年　　月　　日理　　　　　　　　　由： |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 以下は記入しないこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 受理年月日 | 　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 通勤手当確認 | □自動車等通勤　　　　□許可不可 |
| 許可番号 | No. |
| 許可証交付日 | 　　　　年　　　　月　　　　日 |

 |

（裏面）

申請時確認事項

**○駐車許可申請について**

・申請内容に虚偽があった場合、許可を取り消すとともに今後一切の駐車許可を認めない。

**○駐車許可証について**

・自動車の譲渡・通勤方法の変更等により駐車許可証を必要としなくなった場合、速やかに駐車許可証を返還すること。

・許可証を紛失、汚損した場合は、速やかに交付を受けた部署に届出し、再発行の手続きをすること。

**○違反事項について**

　・下記の違反事項に該当した場合は、注意・警告をする。

1. 教職員駐車場の白線で示した場所以外に駐車した場合
2. 駐車許可証を掲示せず、駐車した場合
3. 駐車許可証を他人に貸与したり、複写する等不正に使用した場合
4. その他北見工業大学交通規制実施規程に違反した場合

・上記による注意・警告によっても改善されない場合は、下記の処置をとるものとする。

1. 駐車許可の取り消し（有期若しくは無期）
2. 警察への通報
3. 車輪止めの実施
4. 車両の強制撤去

**○その他**

　・構内で生じた車両の盗難等の事故については、法人は一切の責任を負わない。

　・本申請書に記載された個人情報は北見工業大学交通規制実施規程及び関係法令等に関して繰り返し及び悪質な違反があった場合、警察及び関係機関への通報に利用する場合がある。

様式第1号(第5条関係)

駐車許可申請書

（学生用）

　　　年　　　月　　　日

北見工業大学長　　殿

申請者

所　　属

学　　年

学籍番号

氏　　　名

駐車許可申請書

私は、北見工業大学交通規制実施規程を遵守するとともに、申請時確認事項に同意し、下記のとおり駐車許可を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請区分 | 新　　規　・　継　　続　・　車両更新　・　紛　　失　・　汚　　損　・　その他（　　　　　　） |
| 住　所 | 〒　　　　　　－ |
| 区　分 | 自動車　　・　　オートバイ | 通学距離（片道） | 　　　　　　　　km |
| 車名等 | メーカー名　：車　　　 名　： | 登録番号 |  |  |  |  | － |  |  |
| 連絡先 | 自 宅 等　：　℡（　　　　　　　）　－　　　　　　－学内電話　：　内線 |
| 申請理由等 | 駐車場使用予定日：　　　　年　　月　　日理　　　　　　　　　由： |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 以下は記入しないこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 受理年月日 | 　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 許可番号 | No. |
| 許可証交付日 | 　　　　年　　　　月　　　　日 |

 |

（裏面）

申請時確認事項

**○駐車許可申請について**

・申請内容に虚偽があった場合、許可を取り消すとともに今後一切の駐車許可を認めない。

**○駐車許可証について**

・自動車の譲渡・通学方法の変更等により駐車許可証を必要としなくなった場合、速やかに駐車許可証を返還すること。

・許可証を紛失、汚損した場合は、速やかに交付を受けた部署に届出し、再発行の手続きをすること。

**○違反事項について**

　・下記の違反事項に該当した場合は、注意・警告をする。

1. 学生駐車場の白線で示した場所以外に駐車した場合
2. 駐車許可証を掲示せず、駐車した場合
3. 駐車許可証を他人に貸与したり、複写する等不正に使用した場合
4. その他北見工業大学交通規制実施規程に違反した場合

・上記による注意・警告によっても改善されない場合は、下記の処置をとるものとする。

* 1. 駐車許可の取り消し（有期若しくは無期）
	2. 警察への通報
	3. 車輪止めの実施
	4. 車両の強制撤去

**○その他**

　・構内で生じた車両の盗難等の事故については、法人は一切の責任を負わない。

　・本申請書に記載された個人情報は、北見工業大学交通規制実施規程及び関係法令等に関して繰り返し及び悪質な違反があった場合、警察及び関係機関への通報に利用する場合がある。